

介護保険サービスガイド



令和8年6月

村 上 市

要介護度に応じた介護保険サービス種別一覧

施設系サービス

利用するには…
施設へ直接申し込む



在宅系サービス

利用するには…
ケアマネジャーと契約し、
使うサービスを相談する。

※ケアマネジャーとの契約は
居宅介護支援事業所へ
直接依頼する。

※サービス計画を作ることが
出来ればケアマネジャーは
不要だが、専門的な知識が
必要なため一般的ではない。



用具・改修

利用するには…
取扱い業者または
担当ケアマネジャーに
相談する。



要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
					特別養護老人ホーム ※条件により要介護 1～	
					介護老人保健施設	
					介護医療院	
					訪問介護 (ヘルパー) ※生活援助は単身世帯など条件により利用可能	
					訪問看護	
					訪問入浴介護	
					訪問リハビリテーション	
					居宅療養管理指導	
					通所介護 (デイサービス)	
					通所リハビリテーション (デイケア)	
					短期入所 (ショートステイ)	
					認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	
					小規模多機能型居宅介護	
					看護小規模多機能型居宅介護	
					福祉用具の貸与 ※用具の種類により要介護 2、要介護 4 以上の条件あり	
					特定福祉用具の購入	
					住宅改修費の支給 ※施工前に介護保険室への事前申請が必要	

各サービスの内容については、それぞれ該当するページをご覧ください。

要介護認定を受けていなくても・・・

「ケアハウス」「サービス付き高齢者向け住宅」「有料老人ホーム」などの入所施設への申し込みや、要介護状態にならないよう「介護予防事業」等への参加ができます。

「介護予防事業」は、日中お一人になり人との関わりが少ない方、外出が少なく活動量が少ない方などは是非ご検討ください。ご興味がある場合は、地域包括支援センター（介護高齢課または各支所の地域福祉室内にあります）へお問い合わせください。

目次

1	介護保険制度の基本理念	1
2	介護保険の対象者	2
3	申請からサービス利用まで	3
4	介護サービス計画の作成	6
5	介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）	9
6	在宅サービス	
	●訪問介護	10
	●訪問看護	13
	●訪問入浴介護	15
	●訪問リハビリテーション	16
	●居宅療養管理指導	17
	●通所介護（デイサービス）	18
	●通所リハビリテーション（デイケア）	20
	●短期入所生活介護（ショートステイ）	21
	●短期入所療養介護（ショートステイ）	23
	●福祉用具の貸与	24
	●特定福祉用具の販売	25
	●住宅改修費の支給	26
	●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	27
	●認知症対応型通所介護（デイサービス）	28
	●地域密着型通所介護（デイサービス）	29
	●小規模多機能型居宅介護	30
	●看護小規模多機能型居宅介護	31
7	施設サービス	32
	●地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	34
	●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	35
	●介護老人保健施設（老人保健施設）	36
	●介護医療院	37
	●ケアハウス等・サービス付き高齢者向け住宅	38
8	その他	
	●利用者負担の軽減	39
	●所得税および市・県民税申告における控除	42
	◆お知らせ◆	44

1

介護保険制度の基本理念

介護保険制度は、「自立支援」と「尊厳の保持」を基本理念としています。

この実現のため、必要な保健・医療サービス及び福祉サービスが給付されますが、介護保険給付は、要介護状態等の軽減または悪化の防止となるように、医療と連携しながら行われなければならないとされており、このような保健・医療サービスや福祉サービスは、要介護・要支援者の状況や環境に応じて、本人の選択によって総合的かつ効率的に提供されるべきとされています。

介護保険は、要介護状態になっても、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を居宅において送ることができることを目指しています。

「介護が必要になる」のは限られた人だけでなく、誰にでもその可能性があります。

自分らしい生活・自立した生活ができるように、そして利用者が自分に合ったサービスを選択することを基本としています。

介護保険法（平成9年法律第123号）

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（国民の努力及び義務）

第4条 国民は、**自ら要介護状態となることを予防するため**、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、**要介護状態となった場合においても**、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるものとする**。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

2 介護保険の対象者

被保険者は ①65歳以上の人（第1号被保険者）、②40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）に分かれます。

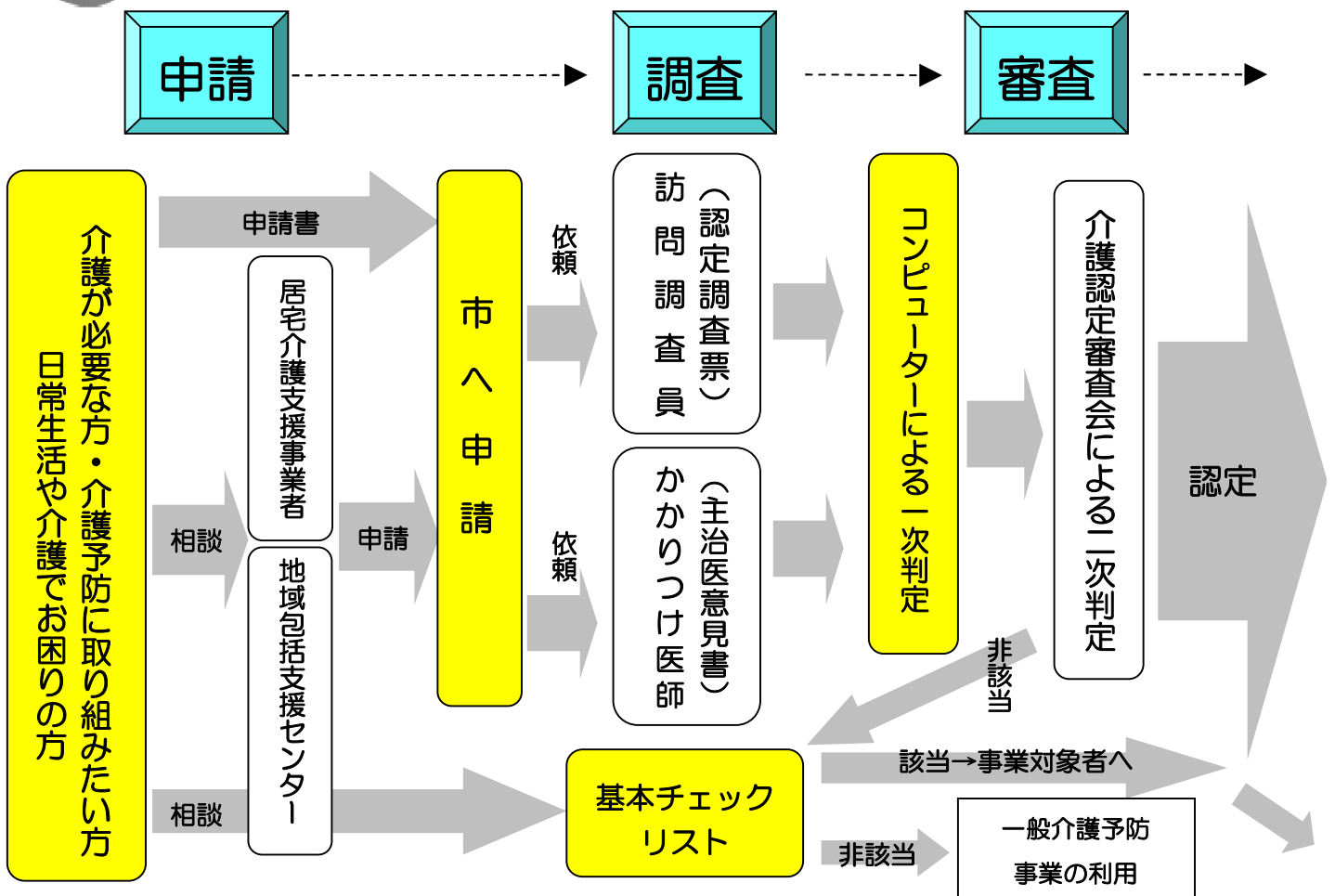
	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	◎65歳以上の人 ※65歳の誕生日の前日から第1号被保険者になります。	◎40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人 ※40歳の誕生日の前日から第2号被保険者になります。
保険給付の対象者	◎寝たきりや認知症などにより、入浴、排泄、食事など、日常生活で常に介護が必要になった時 ◎家事や身支度などの日常生活に介護が必要になった時	◎特定疾病（下記参照）により、介護が必要になった時
保険料	◎所得に応じて13段階の金額に設定されます。	◎加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。
保険料の納付方法	◎高齢基礎年金、厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族、障害年金が年額18万円以上の人、年金から天引きされます。（特別徴収） ◎それ以外の人、市町村へ個別に納付します。（普通徴収）	◎健康保険加入者は、健康保険料に加算して、給与から天引きされます。 ◎国民健康保険加入者は、国民健康保険料と一緒に納付します。
利用料	◎要介護度ごとに設定されているサービス費用の限度内で、利用したサービス費用の1割、2割または3割を支払います。（介護保険負担割合証が発行されます） ◎本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯280万円以上340万円未満、65歳以上の人で2人以上世帯346万円以上463万円未満の人は、2割負担となります。 ◎本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯340万円以上、65歳以上の人で2人以上世帯463万円以上の人は、3割負担となります。 ◎施設サービスを利用した場合は、費用の1割、2割又は3割のほかに食費と居住費の全額を負担します。	

（注：本文中の利用料金のめやすは、1割負担の料金を記載しています）

【特定疾病の範囲】

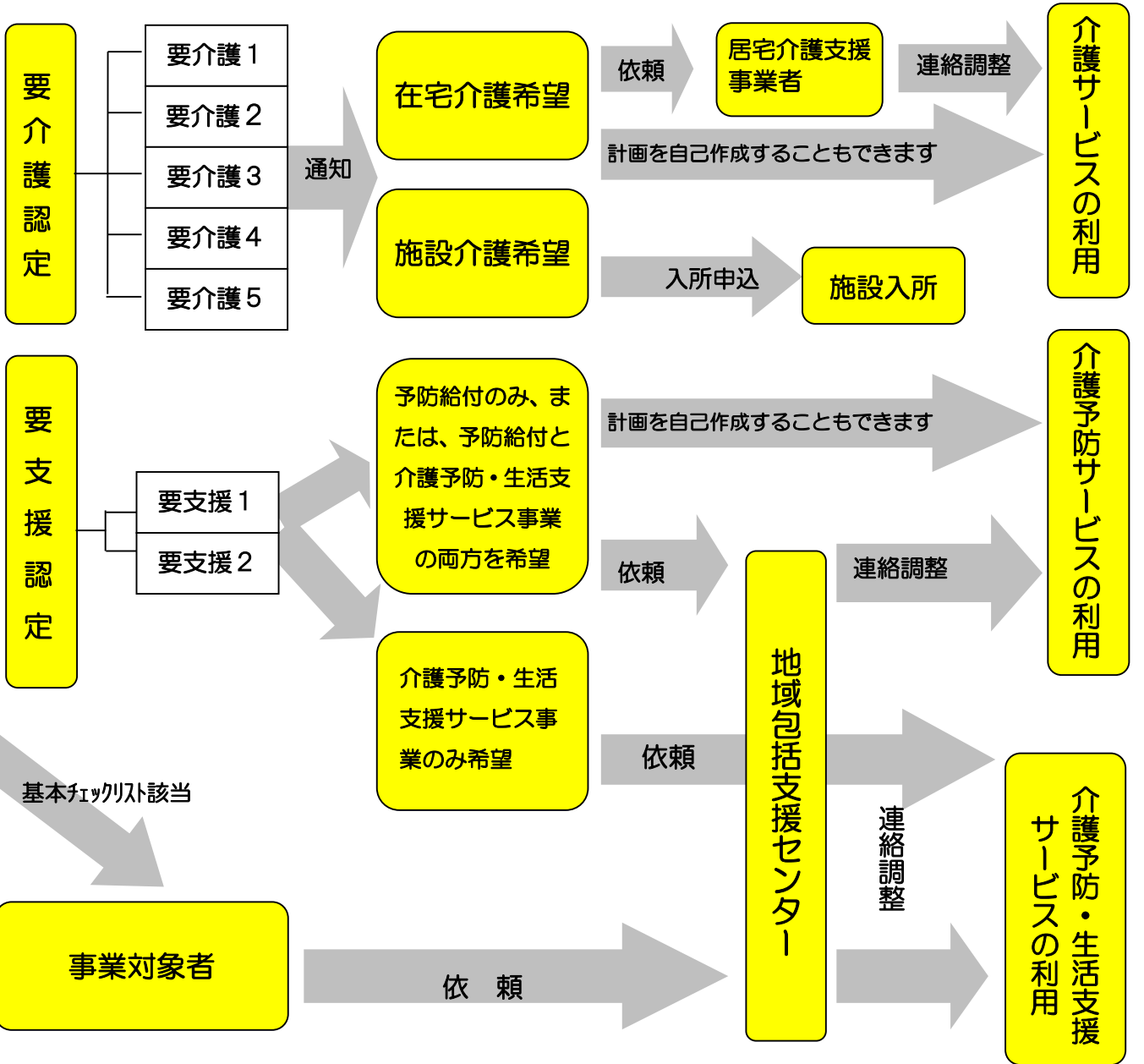
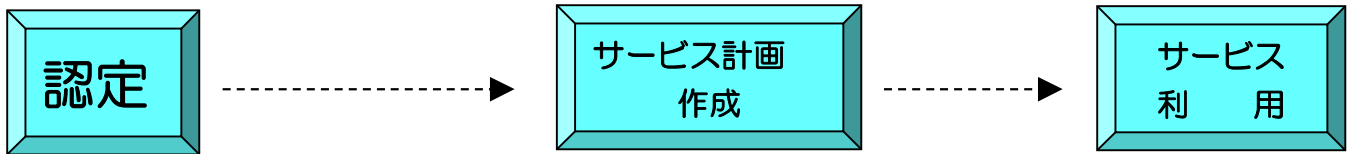
- ①がん ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症
⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

3 申請からサービス利用まで



申請について	
必要書類	①申請書 ②介護保険被保険者証（65歳以上の方） ③医療保険証（40～64歳の方※下部を参照） ④申請者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの ⑤申請代行の場合、窓口へ来られる方の身分証明書（運転免許証等）
申請者	①本人 ②家族 ③指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は地域包括支援センター ※申請者は本人です。②③が申請代行を行う場合は、本人の意思確認及び介護保険制度の説明を行ったうえで申請してください。
認定について	
<ul style="list-style-type: none"> ●認定は、原則として申請日から30日以内に行われます。ただし、特別の理由がある場合は、延長されることがあります。 ●認定の結果は、申請日に遡って有効となりますので、申請日からサービスを利用することができます。 ●認定の有効期間は、新規・区分変更申請は3～12ヶ月（原則6ヶ月）、更新申請は3～48ヶ月（原則12ヶ月）です。有効期間内に状態が変化した時は、いつでも区分変更申請をすることができます。 ●認定結果に不服のある場合は、3ヶ月以内に新潟県の「介護認定審査会」に申立をすることができます。 	

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。第二号被保険者(医療保険に加入している40～64歳の方)は、申請時に医療保険情報を確認する必要がありますので、マイナポータルから医療保険情報を確認できるようご準備いただくか、資格確認書や資格情報のお知らせ等のご提示をお願いいたします。いずれも難しい場合は、申請時に窓口にてご相談ください。



【介護予防・生活支援サービス事業とは】

- 市が行う介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のひとつで、主には訪問型サービスと通所型サービスがあります。
- 総合事業は、市町村が中心となり、高齢者の多様な生活ニーズに応えるサービスを総合的に提供できるよう、地域の実情に応じた支え合いの体制づくりを進めていくことを目的としています。
- 旧介護予防訪問介護相当のサービスとして「元気応援訪問サービス」、旧介護予防通所介護相当のサービスとして「元気応援通所サービス」を実施します。

【介護度別心身の状態と在宅サービス支給限度額】

判定区分	心身のおおよその状態	支給限度額 〔利用者負担額〕 1割負担の場合
要支援1	介護が必要とならないよう支援が必要で、心身の状態が安定し 予防給付の利用に係る適切な理解ができる	50,320円 (5,032円)
要支援2		105,310円 (10,531円)
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定で入浴等に部分的に介助が必要（認 知症などにより予防給付の利用に係る適切な理解ができない）	167,650円 (16,765円)
要介護2	立ち上がりや歩行などが自力では困難で入浴や排泄などで見 守りや一部介助が必要	197,050円 (19,705円)
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできず、入浴、排泄、衣類の 着脱などで全面的な介助が必要	270,480円 (27,048円)
要介護4	食事、入浴、排泄、衣類の着脱など日常生活全般において全面 的な介助が必要	309,380円 (30,938円)
要介護5	ほぼ生活全般において全面的な介助が必要で、介護なしには日 常生活を営むことがほぼ不可能	362,170円 (36,217円)

4 介護サービス計画の作成

居宅介護支援・介護予防支援

～本人や家族の希望を聞き、介護サービス計画を作成します～

介護支援専門員が、本人や家族の希望を聞きながら利用者の状況に応じた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、作成した計画に基づいてサービスの手配をいたします。（ただし、自己作成することも可能です）

作成にあたっての費用は、全額介護保険から給付されるため自己負担はありません。次の居宅介護支援事業所にご相談ください。要支援認定を受けた方は、地域包括支援センターにご相談ください。

●サービス実施事業所（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）

事業所名	所在地/電話番号/FAX	サービス提供地域	サービス提供日
村上市地域包括支援センター(村上地区)	〒958-8501 村上市三之町1番1号 村上市役所内 TEL 53-2111（代表）75-8937（直通） FAX 53-3840	村上市	月～金 8:30～17:15 祝祭日、12/29～1/3 を除く
荒川地区	〒959-3192 村上市山口444番地（荒川支所内） TEL 62-3104 FAX 62-5272		
神林地区	〒959-3492 村上市岩船駅前56番地（神林支所内） TEL 66-6113 FAX 66-6110		
朝日地区	〒958-0292 村上市岩沢5611番地（朝日支所内） TEL 72-6887 FAX 72-0328		
山北地区	〒959-3993 村上市府屋232番地（山北支所内） TEL 77-3113 FAX 77-2217		

●サービス実施事業所（居宅介護支援）

事業所名	所在地/電話番号/FAX	サービス提供地域	サービス提供日
山北徳新会 介護センター	〒959-3942 村上市勝木1340番地1 TEL60-5432 FAX60-5556	村上市 (山北地区)	月～金 8:30～17:00 年末年始休み
有限会社ますこ接骨院 介護支援事務所	〒959-3907 村上市府屋440番地1 TEL77-3835 FAX75-8010	村上市 (山北地区)	月～土 12:00～21:00 8/13～16・12/30～1/4 休み
合同会社 ケアプラン よりそい	〒959-3907 村上市府屋274番地6 TEL75-6123 FAX75-6124	村上市	月～金 8:30～17:30 祝日、12/29～1/3休み
居宅介護支援事業所 杏園	〒958-0261 村上市猿沢2222番地 TEL60-2115 FAX60-2112	村上市 (荒川地区を除く)	月～金 8:30～17:30 土・日・祝休み 12/31～1/3休み
居宅介護支援事業所 羽衣	〒958-0251 村上市岩沢1616番地 TEL72-0059 FAX72-0056	村上市	月～金 8:30～17:15 祝日、12/29～1/3休み
村上市社会福祉協議会 居宅介護支援あさひ	〒958-0292 村上市岩沢5611番地（朝日支所内） TEL75-5444 FAX75-5443	村上市	月～金 8:30～17:15 祝日、12/29～1/3休み
居宅介護支援アイリス	〒958-0024 村上市瀬波中町11番6号 TEL53-6960 FAX53-6970	村上市	月～金 8:30～17:30 12/31～1/3休み
シルバーサポート かんきち堂店	〒958-0853 村上市山居町一丁目8番55号 TEL52-6808 FAX53-6818	村上市	月～金 8:30～17:30 12/31～1/3、8/13～15 休み
ケアサービス まごの手	〒958-0876 村上市塩町12番19号 TEL53-3102 FAX53-3168	村上市 岩船郡	月～金 8:30～17:30 年末年始休み
ケアプランセンター なごみの郷	〒958-0037 村上市瀬波温泉二丁目9番7号 TEL52-0571 FAX52-0572	村上市	月～金 8:00～17:30
居宅介護支援事業所 いわくすの里	〒958-0053 村上市上の山2番17号 TEL50-2102 FAX56-8220	村上市	月～金 8:30～17:15 祝日、12/29～1/3休み
すまいるプラン	〒958-0033 村上市緑町三丁目3番24号 TEL50-1585 FAX75-5422	村上市 関川村	月～金 8:30～17:30、 祝日、8/14・15、12/30 ～1/3休み
村上総合病院 居宅介護支援事業所	〒958-8533 村上市緑町五丁目8番1号 TEL53-2141 FAX50-0167	村上市	月～金 8:30～17:00 年末年始・その他病院の休日休み

事業所名	所在地/電話番号/FAX	サービス提供地域	サービス提供日
村上市社会福祉協議会 居宅介護支援むらかみ	〒958-0809 村上市下相川316番地2 TEL53-1630 FAX53-1590	村上市	月～金 8:30～17:30 祝日・12/29～1/3休み
リブインハーモニー三之町 居宅介護支援センター	〒958-0837 村上市三之町4番33号 TEL75-5725 FAX75-5735	村上市（村上、朝日、神林地区）	月～金 8:30～17:30
はあとふるあたご 居宅介護支援センター村上	〒958-0852 村上市南町二丁目11番40号 TEL 75-5797 FAX 75-5790	村上市	月～金 9:00～18:00 祝日、8/13～8/15 12/31～1/3休み
ケアサポートモカ	〒958-0823 村上市天神岡381番地1 TEL 080-4586-5089 FAX 52-4300	村上市	月～金 8:30～17:00 祝日、8/13～8/15 12/29～1/3休み
青葉福祉プランニング	〒959-3414 村上市有明620番地 TEL 66-6482 FAX 66-6863	村上市 関川村・胎内市	月～金 8:30～17:30 12/29～1/3休み
居宅介護支援事業所 たかつぼ	〒959-3107 村上市下鍛冶屋572番地7 TEL 62-1466 FAX 62-1436	村上市 関川村・胎内市（乙、黒川地区）	月～金 8:30～17:15 祝日、12/29～1/3休み
村上市社会福祉協議会 居宅介護支援あらかわ	〒959-3133 村上市山口444番地 TEL 50-5120 FAX 50-5131	村上市	月～金 8:30～17:15 祝日、12/29～1/3休み
居宅介護支援 よろこび	〒959-3122 村上市大津1669番地24 TEL 62-7679 FAX 62-7685	村上市	月～金 7:30～14:55 祝日、8/13～8/15 12/31～1/3休み
ケアプラン はるーと	〒959-3134 村上市羽ヶ榎54番地10 TEL 75-5472 FAX 75-5473	村上市（荒川、神林、朝日、村上地区） 関川村・胎内市	月～金 8:30～17:30 土・日・祝日休み 12/31～1/3休み
指定居宅介護支援事業所 中条愛広苑	〒959-2619 胎内市十二天91番地 TEL 0254-46-5612 FAX 0254-46-5605	村上市 （荒川地区）	月～金 8:45～17:30 年末年始休み

5

介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)

要支援認定を受けた方、または 65 歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が対象となります。

元気応援訪問サービス

～訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して身の回りのお世話をします～

●サービスの内容

旧介護予防訪問介護と同じ内容のサービスです。訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事を行うサービスです。
また、高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

●元気応援訪問サービスの利用料金のめやす（1割負担の場合）

加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

利用対象者	1週間当りの利用回数	1ヶ月の利用料金
要支援1・2及び事業対象者	概ね1回	1,176円
要支援1・2及び事業対象者	概ね2回	2,349円
要支援2及び事業対象者	概ね3回	3,727円

※ サービス実施事業所については、P.11～P.12を参照してください。

元気応援通所サービス

～デイサービスへ通い、食事や入浴、日常生活上の支援を行う日帰りのサービスです～

●サービスの内容

旧介護予防通所介護と同じ内容のサービスです。食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者家族の負担軽減を図ります。
また、高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

●元気応援通所サービスの利用料金のめやす（1割負担の場合）

加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

利用対象者	1週間当りの利用回数	1ヶ月の利用料金
要支援1・2及び事業対象者	概ね1回	1,798円
要支援2及び事業対象者	概ね2回	3,621円

※ 上記のほかに食費は、保険対象外で実費負担となります。

※ サービス実施事業所については、P.18～P.19を参照してください。

【総合事業のその他のサービス】

- ☆ 元気応援訪問サービスC：保健師等が自宅に訪問し、健康管理の改善に向けて必要な相談や指導
- ☆ 元気応援通所サービスC：運動器機能向上、栄養・口腔機能改善プログラムを実施する短期集中予防

6 在宅サービス

訪問介護

～訪問介護員（ホームヘルパー）が、自宅を訪問して身の回りのお世話をします～

●サービスの内容

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して「身体介護」や「生活援助」を行います。

「身体介護」は、①食事や排泄の介助 ②清拭・入浴介助・身体整容 ③体位交換、移動移乗の介助、外出介助 ④起床や就寝の介助 ⑤服薬の確認 ⑥自立支援のための見守りの援助などです。

「生活援助」は、①掃除 ②洗濯 ③寝具整え ④衣類の整理補修 ⑤一般的な調理、配膳片付け ⑥買い物・薬の受け取りなどです。

●訪問介護の利用料金のめやす（1割負担の場合）

加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

内容 時間	身体介護中心 (1回につき)	生活援助中心 (1回につき)		通院等乗降介助中心 (1回につき)
20分未満	163円	20分以上45分未満		97円
20分以上30分未満	244円			
30分以上1時間未満	387円	45分以上		
1時間以上	567円（1時間から30分増す 毎に82円加算）			

●身体介護の後、引き続き生活援助を行った場合、20分以上の利用で、25分増すごとに65円（上限195円）加算

●早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）は 25%加算

●深夜（午後10時～翌朝6時）は 50%加算

※ 生活援助については、単身世帯または同居家族が障害、疾病などの理由で家事が困難な場合など、一定の条件で利用できます。

●サービス実施事業所

事業所名	所在地/電話番号/FAX	サービス提供地域	サービス提供日
山北徳新会 介護センター	〒959-3942 村上市勝木1340番地1 TEL60-5432 FAX60-5556	村上市（山北地区、 朝日地区の一部）、 鶴岡市（温海）の一部	日～土 8:30～17:00 年末年始休み
村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーションさんぽく	〒959-3942 村上市勝木862番地1 TEL77-3045 FAX77-3992	村上市	年中無休 7:30～19:30
ヘルパーステーション ひまわり	〒958-0261 村上市猿沢2220番地 TEL60-2050 FAX60-2051	村上市 (村上、朝日地区)	年中無休 8:30～17:30
村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーションあさひ	〒958-0292 村上市岩沢5611番地（朝日支所内） TEL75-5180 FAX75-5513	村上市	年中無休 7:30～19:30
株式会社 慎鍋	〒958-0853 村上市山居町二丁目5番44号 TEL50-7655 FAX50-7656	村上市 関川村、胎内市	年中無休 7:00～20:30
ケアサービス まごの手	〒958-0876 村上市塩町12番19号 TEL53-3102 FAX53-3168	村上市 関川村	年中無休 8:00～18:30
ツクイ村上	〒958-0032 村上市松原町三丁目1番16号 TEL75-5315 FAX75-5316	村上市 (山北地区除く)	年中無休 8:30～17:30
ヘルパーステーション ゆめ	〒958-0024 村上市瀬波中町11番6号 TEL53-6960 FAX53-6970	村上市 関川村	年中無休 7:00～18:00
村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーションむらかみ	〒958-0809 村上市下相川316番地2 TEL53-0113 FAX53-0171	村上市	年中無休 7:30～19:30
かみはやし出張所	〒959-3423 村上市九日市510番地		
有限会社 村上シルバーかんきち堂	〒958-0877 村上市泉町9番25号 TEL50-1611 FAX50-1622	村上市 (荒川地区除く)	年中無休 7:30～19:30
ヘルパーステーションぼらいと	〒958-0037 村上市瀬波温泉二丁目3番28号 TEL67-4040 FAX 67-4033	村上市 (朝日、山北地区除く)	月～日・祝日 8:30～17:30 年末年始・お盆休み

事業所名	所在地/電話番号/FAX	サービス提供地域	サービス提供日
ケアパートナーよろこび	〒959-3423 村上市九日市98番地1 TEL62-7713 FAX62-7714	村上市	月～金 8:30～17:30 年末年始、お盆休み (希望により、24時間対応可能)
ヘルパーステーションあおぞら	〒959-3132 村上市坂町2465番地1 角中第2ビルマンションA-2 TEL75-5181 FAX75-5182	村上市、 胎内市、関川村	月～金 8:30～17:30 年末年始、お盆休み
ヘルパーステーションさかまち	〒959-3132 村上市坂町字腰廻1860番地27 TEL75-5026 FAX62-6750	村上市(荒川、神林地区)、関川村	年中無休 8:00～17:00
(出張所) ヘルパーステーションせきかわ	〒959-3261 関川村大字湯沢1826番地2 TEL64-3399 FAX64-3303		
想いやりサポート みちしるべ	〒959-3107 村上市下鍛冶屋509番地5 TEL75-5257 FAX75-5258	村上市(村上、荒川、神林地区)	月～金 9:00～18:00

訪問看護・介護予防訪問看護

～看護師等が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います～

●サービスの内容

サービス利用者に対し、その自宅を看護師、保健師、理学療法士などが訪問して、療養上のお世話や必要な診療補助を行うものです。

具体的には、①病状観察・管理 ②清拭等清潔の保持 ③褥瘡の処理 ④食事介助、栄養管理 ⑤カテーテル等の管理 ⑥リハビリテーション ⑦ターミナルケア ⑧排泄介助・管理 ⑨療養指導を行います。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

時間	内容	訪問看護ステーションの場合		医療機関の場合	
		訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護
20分未満		314円	303円	266円	256円
30分未満		471円	451円	399円	382円
30分以上1時間未満		823円	794円	574円	553円
1時間以上1時間30分未満		1,128円	1,090円	844円	814円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	294円	284円		

●早朝（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時）は25%加算

●深夜（午後10時～翌朝6時）は50%加算

●理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合は、1回あたり20分以上の訪問看護を実施することとし、上記の単価は、1回あたり20分の単価となります。

●サービス実施事業所

事業所名	所在地/電話番号/FAX	サービス提供地域	サービス提供日
訪問看護ステーション むらかみ	〒958-8533 村上市緑町五丁目8番1号 TEL50-0187 FAX50-0167	村上市 関川村	月～金 8:30～17:00 年末年始 その他病院の休日は休み
村上市岩船郡医師会 訪問看護ステーションふる里	〒958-0862 村上市若葉町10番7号 TEL53-6188 FAX53-6188	村上市 関川村	月～金 9:00～17:00 祝日・お盆・年末年始休み
山北徳新会病院	〒959-3942 村上市勝木1340番地1 TEL60-5555 FAX60-5556	村上市（山北地区、 朝日地区の一部）、 鶴岡市（温海）の一部	月～金 8:30～17:00 年末年始休み
ゆっくり 訪問看護ステーション	〒958-0034 村上市松山201番地1 TEL53-1111 FAX53-1115	村上市 胎内市・関川村の 一部	月～金 8:30～17:30 土日・祝日・年末年始休み

事業所名	所在地/電話番号/FAX	サービス提供地域	サービス提供日
訪問看護ステーション かけはし	〒958-0033 村上市緑町一丁目10番19号5 TEL67-4075 FAX67-4967	村上市 関川村	月～金 8:30～17:30 土日・祝日・ お盆・年末年始休み
訪問看護ステーション 村上ナーシングセンター	〒958-0853 村上市山居町一丁目4番29号 TMビル3階 TEL75-6006 FAX75-6005	村上市（村上・神林・ 朝日・山北地区）	月～金 8:45～17:30 土日・祝日・年末年始休み
訪問看護ステーション 関川ナーシングセンター	〒959-3261 関川村大字湯沢728番地7 TEL60-4076 FAX60-4026	村上市（村上、荒川、 神林地区） 関川村、胎内市	月～金 8:45～17:30 土日・祝日・12/31～1/3休み
在宅看護センター ゆるハピ	〒958-0853 村上市山居町1丁目15番17号 ラ・メール倶楽部駅前D号 TEL62-7423 FAX62-7424	村上市	月～金 8:30～17:30 土日・祝日・年末年始休み

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

～移動入浴車で自宅を訪問し、入浴介助を行います～

●サービスの内容

サービス利用者の自宅を訪問し、専用の浴槽を提供して行われる入浴介助です。
自宅における入浴の援助を行うことにより、身体の清潔保持、心身機能の維持などを図ります。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

内 容	訪問入浴		内 容	予防訪問入浴	
	訪問入浴	清拭又は部分浴		訪問入浴	清拭又は部分浴
人員の体制			人員の体制		
看護職員1人及び介護職員2人	1,266円	1,139円	看護職員1人及び介護職員1人	856円	770円
介護職員3人	1,202円	1,082円	介護職員2人	813円	731円

●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話番号 FAX	サービス提供地域	営業日
村上市社会福祉協議会 訪問入浴むらかみ	〒958-0292 村上市岩沢5611番地 (朝日支所内)	TEL 75-5180 FAX 75-5513	村 上 市	月～金 8:30～17:15 1/1～1/2休み
ツクイ村上	〒958-0032 村上市松原町三丁目 1番16号	TEL 75-5315 FAX 75-5316	村上市(山北除く) 関川村	年中無休 8:30～17:30 希望に応じて24時間対応
アースサポート村上	〒958-0033 村上市緑町二丁目 1番10号	TEL 53-5460 FAX 53-5461	村 上 市 関川村、胎内市	月～火・木～土 8:30～17:30 12/30～1/3休み

訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション

～理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が利用者の自宅を訪問してリハビリテーションを行います～

●サービスの内容

医師の指示および訪問リハビリテーション計画に基づいて、心身機能の維持回復を図り日常生活が自立するよう、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士などによる必要なリハビリテーションを自宅で受けることができます。

また、利用されている方やご家族の方が、療養上必要とされていることらについて、分かりやすく指導・説明を受けることができます。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

	介護給付	予防給付
訪問リハビリテーション費（1回 20分につき）	308円	298円

●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話番号 /FAX	サービス 提供地域	営業日
医療法人 新光会 村上記念病院	〒958-0034 村上市松山204番地1	TEL 52-1229 FAX 52-3556	村上市	月～金 9:00～16:00 12/29～1/3休み
村上総合病院訪問 リハビリテーション	〒958-8533 村上市緑町五丁目8番1号	TEL 53-2141 FAX 50-0167	村上市	月～金 9:30～12:00 13:30～15:30 〔土日祝・お盆1日〕 12/31～1/3休み
介護老人保健施設 三面の里	〒958-0854 村上市田端町16番7号	TEL 53-5330 FAX 52-5314	村上地区	月～金 8:30～15:30 12/31～1/3休み

上記以外の病院、医院、介護老人保健施設でも実施できる事業所があります。実施の有無については、各医療機関などにお問い合わせください。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

～医師や歯科医師・薬剤師等が、自宅を訪問して行う療養上の管理指導です～

●サービスの内容

通院が困難な方に対して自宅を訪問します。計画的・継続的な管理によるサービスが受けられます。

自宅で療養している要介護の方が、病院や診療所の医師・歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などから療養上の管理および指導が受けられます。

利用者の家族の方は、介護サービスを利用するうえでの留意点・介護方法などについて指導や助言も受けられます。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

		単一建物居住者		
		1人	2人～9人	10人以上
医師が行う場合（月2回限度）	在宅時医学総合管理料の算定を行わない場合	515円	487円	446円
	在宅時医学総合管理料の算定を行う場合	299円	287円	260円
歯科医師が行う場合	月2回限度	517円	487円	441円
医療機関の薬剤師が行う場合	月2回限度	566円	417円	380円
薬局の薬剤師が行う場合	月4回限度	518円	379円	342円
管理栄養士が行う場合（月2回限度）	指定居宅療養管理指導事業所が行う場合	545円	487円	444円
	それ以外の機関が行う場合	525円	467円	424円
歯科衛生士等が行う場合	月4回限度	362円	326円	295円

※ 単一建物居住者：

- ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居または入所している利用者
- ・ (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている利用者

●サービス実施事業所

病院や医院、薬局などが実施します。詳しくは、医療機関などにお問い合わせください。

通所介護（デイサービス）

～デイサービスセンターなどの施設へ通い、
食事や入浴、日常生活上のお世話などを行う日帰りのサービスです～

●サービスの内容

外出の機会が少ない方への社会的孤立感の解消および心身機能の維持、家族の方の身体的精神的負担感の軽減を図ります。

入浴や食事の提供を受け、これらに伴う介護、その他日常生活上のお世話や機能訓練を行います。

●通所介護の利用料金のめやす（1割負担の場合）

加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

要介護度	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	370円	388円	570円	584円	658円	669円
要介護2	423円	444円	673円	689円	777円	791円
要介護3	479円	502円	777円	796円	900円	915円
要介護4	533円	560円	880円	901円	1,023円	1,041円
要介護5	588円	617円	984円	1,008円	1,148円	1,168円

※ 上記のほかに食費は、保険対象外で実費負担となります。

●サービス実施事業所（通所介護・元気応援通所サービス）

事業所名	所在地	電話番号/FAX	サービス提供地域	営業日
村上市社会福祉協議会 デイサービスセンター 「ゆり花荘」	〒959-3942 村上市勝木862番地1	TEL77-3005 FAX77-3992	村上市(山北地区 及びその近隣区域)	月～土 12/31～1/3休み
デイサービスセンター 羽衣	〒958-0251 村上市岩沢1616番地	TEL72-0057 FAX72-0056	村上市 岩船郡	月～土 1/1休み
村上市社会福祉協議会 さわらびセンター	〒958-0204 村上市小須戸304番地	TEL73-1133 FAX73-0333	村上市(朝日地区 及びその近隣区域)	月～土 1/1～1/2休み
山辺里デイサービスセンター (さくら荘)	〒958-0807 村上市日下1199番地3	TEL53-7355 FAX75-5135	村上市(村上地区 及びその近隣区域)	年中無休
デイサービス いいの・ひかり苑	〒958-0857 村上市飯野二丁目4番13号	TEL50-0571 FAX50-0573	村上市	月～土 1/1休み
デイサービスセンター いわくすの里	〒958-0053 村上市上の山2番17号	TEL56-8205 FAX56-8220	村上市 岩船郡	年中無休
リブインハーモニー三之町 デイサービスセンター	〒958-0837 村上市三之町4番28号	TEL50-1182 FAX50-1172	村上市	年中無休

事業所名	所在地	電話番号/FAX	サービス提供地域	営業日
リブインハーモニーレジデンス デイサービスセンター	〒958-0837 村上市三之町4番33号	TEL75-5725 FAX75-5735	村上市	月～土 12/31～1/1休み
デイサービス まごの手	〒958-0876 村上市塩町12番19号	TEL53-3102 FAX53-3168	村上市	月～土 1/1～1/3休み
ツクイ岩船	〒959-3403 村上市上助淵1885番地	TEL50-7335 FAX50-7336	村上市 (山北地区除く)	年中無休
村上市社会福祉協議会 デイサービスセンター 「きわなみ荘」	〒959-3423 村上市九日市510番地1	TEL66-6301 FAX66-6302	村上市(神林地区 及び近隣区域)	月～土 1/1～1/2休み
村上市社会福祉協議会 デイサービスセンター 「新きわなみ荘」	〒959-3423 村上市九日市510番地1	TEL66-6301 FAX66-6302	村上市(神林地区 及び近隣区域)	月～土 1/1～1/2休み
デイサービスセンター くろっかす	〒959-3117 村上市海老江942番地1	TEL62-3221 FAX62-3222	村上市(村上、荒 川、神林)、 関川村、胎内市	月～土 12/30～1/3休み
デイサービスセンター たかつぼ	〒959-3107 村上市下鍛冶屋572番地7	TEL62-1431 FAX62-1436	村上市 岩船郡	年中無休

※営業時間等については、各事業所にお問い合わせください。

●サービス実施事業所（元気応援通所サービス）

事業所名	所在地	電話番号/FAX	サービス提供地域	営業日
上海府デイサービスセンター (ゆきわり荘)	〒958-0006 村上市野潟2662番地1	TEL 58-2210 FAX 58-2210	村上市	月～土 1/1休み
かんきち堂 デイサービスセンター	〒958-0877 村上市泉町9番25号	TEL 50-1611 FAX 50-1622	村上市(村上、朝 日、神林地区)	1/1～1/3、第三 日曜を除く毎日
かごやまの里 デイサービスセンター	〒959-3443 村上市北新保571番地10	TEL 60-1610 FAX 66-8300	村上市	月～金 12/31～1/3、8/13 ～15休み

※ この表の3事業所は、地域密着型通所介護の事業所です。詳細はP.29を参照してください。

※ 認知症対応型通所介護は、1事業所（デイサービスセンターくろっかす）が実施しています。
詳細はP.28を参照してください。

通所リハビリテーション（デイケア） ・介護予防通所リハビリテーション

～介護老人保健施設等の施設へ通い、
食事の提供やリハビリテーションなどを行う日帰りのサービスです～

●サービスの内容

介護老人保健施設等の施設へ通い、食事の提供や医師の指示に基づいた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによるリハビリテーションなどを行います。

●通所リハビリテーションの利用料金のめやす（1割負担の場合）

加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

要介護度	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	369円	383円	486円	553円	622円	715円	762円
要介護2	398円	439円	565円	642円	738円	850円	903円
要介護3	429円	498円	643円	730円	852円	981円	1,046円
要介護4	458円	555円	743円	844円	987円	1,137円	1,215円
要介護5	491円	612円	842円	957円	1,120円	1,290円	1,379円

※ 上記のほかに食費は、保険対象外で実費負担となります。

●介護予防通所リハビリテーションの利用料金のめやす（1割負担の場合）

加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

利用対象	基本利用料金（1月につき）
要支援1（週1回程度）	2,268円
要支援2（週2回程度）	4,228円

※ 左記のほかに食費は、保険対象外
で実費負担となります。

●サービス実施事業所

※営業時間等については、各事業所にお問い合わせください。

事業所名	所在地	電話番号/FAX	サービス提供地域	営業日
介護老人保健施設 優和の里	〒959-3942 村上市勝木1340番地1	TEL 60-5000 FAX 60-5100	村上市（村上、朝日、 山北地区）、鶴岡市(温海)	月～土
介護老人保健施設 杏園	〒958-0261 村上市猿沢2222番地	TEL 60-2222 FAX 60-2112	村上市（村上、神林、 朝日地区）	日～土
介護老人保健施設 三面の里	〒958-0854 村上市田端町16番7号	TEL 53-5330 FAX 52-5314	村上市（村上、神林地区の 一部、朝日地区の一部）	月～金 土日祝12/31～1/3休み
医療法人 新光会 村上記念病院	〒958-0034 村上市松山204番地1	TEL 52-1229 FAX 52-3556	事業所からおおむね半径 10km以内の地域	月～金 年末年始休み
介護老人保健施設 関川愛広苑	〒959-3261 関川村大字湯沢728番地	TEL 60-4025 FAX 60-4026	村上市（村上、荒川、 神林地区）、関川村	月～土 日・年始1/1～1/3休み

短期入所生活介護（ショートステイ）

・介護予防短期入所生活介護

～施設に短期間入所していただき、日常生活上のお世話などを行います～

●サービスの内容

このサービスは、一時的に自宅での介護が困難になった時、特別養護老人ホームなどに短期間入所していただき、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活のお世話および機能訓練を行います。

利用者の心身の機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

利用料金・加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

（1日につき）

基本部分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
短期入所生活介護費	単独型	従来型個室	479円	596円	645円	715円	787円	856円	926円
		多床室	479円	596円	645円	715円	787円	856円	926円
	併設型	従来型個室	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
		多床室	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
ユニット型短期入所生活介護費	単独型	個室	561円	681円	746円	815円	891円	959円	1,028円
		個室的多床室	561円	681円	746円	815円	891円	959円	1,028円
	併設型	個室	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
		個室的多床室	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円

※ 上記のほかに食費・居住費は、保険対象外で実費負担となります。（32～33ページ参照）

●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話/FAX	サービス提供地域	型/定員
特別養護老人ホーム ゆり花園	〒959-3942 村上市勝木862番地10	TEL 77-2475 FAX 77-2478	村上市 岩船郡	併設型 9人
特別養護老人ホーム 羽衣園	〒958-0251 村上市岩沢1616番地	TEL 72-0055 FAX 72-0056	村上市 岩船郡	併設型 20人
ショートステイ いいの・ひかり苑	〒958-0857 村上市飯野二丁目4番13号	TEL 50-0571 FAX 50-0573	村上市 関川村	単独型 30人

事業所名	所在地	電話/FAX	サービス提供地域	型/定員
特別養護老人ホーム いわくすの里	〒958-0053 村上市上の山2番17号	TEL 50-2100 FAX 56-8220	村上市 岩船郡	併設型 20人
リブインハーモニー三之町 ショートステイ	〒958-0837 村上市三之町4番28号	TEL 50-1182 FAX 50-1172	村上市 関川村	単独型 20人
守庵良寛 ショートステイ緑町	〒958-0033 村上市緑町一丁目2番42号	TEL 75-5500 FAX 75-5503	村上市	単独型 60人
かごやまの里 ショートステイ	〒959-3443 村上市北新保571番地10	TEL 60-1610 FAX 66-8300	村上市 関川村、胎内市	単独型 31人
特別養護老人ホーム さつき園	〒959-3443 村上市北新保683番地9	TEL 66-8877 FAX 66-7661	村上市 岩船郡	併設型 20人
特別養護老人ホーム たかつぼ	〒959-3107 村上市下鍛冶屋572番地7	TEL 62-1455 FAX 62-1436	村上市 岩船郡	併設型 20人
特別養護老人ホーム 垂水の里	〒959-3261 関川村大字湯沢728番地1	TEL 64-2322 FAX 64-2331	村上市 岩船郡	併設型 20人

短期入所療養介護（ショートステイ）

・介護予防短期入所療養介護

～施設に短期間入所していただき、看護サービスなどを行います～

●サービスの内容

利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、短期間介護老人保健施設などに入所していただき、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上のお世話を行います。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

利用料金・加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

（1日につき）

基本部分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健施設 短期入所療養介護費	従来型個室	579円	726円	753円	801円	864円	918円	971円
	多床室	613円	774円	830円	880円	944円	997円	1,052円
ユニット型介護老人保健 施設短期入所療養介護費	ユニット型個室	624円	789円	836円	883円	948円	1,003円	1,056円
	ユニット型個室の多床室	624円	789円	836円	883円	948円	1,003円	1,056円

※ 上記のほかに食費・居住費は、保険対象外で実費負担となります。（31～32ページ参照）

●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話/FAX
介護老人保健施設 優和の里	〒959-3942 村上市勝木1340番地1	TEL 60-5000 FAX 60-5100
山北徳新会介護医療院	〒959-3942 村上市勝木1340番地1	TEL 60-5555 FAX 60-5556
介護老人保健施設 杏園	〒958-0261 村上市猿沢2222番地	TEL 60-2222 FAX 60-2112
介護老人保健施設 三面の里	〒958-0854 村上市田端町16番7号	TEL 53-5330 FAX 52-5314
医療法人山北会 肴町介護医療院	〒958-0854 村上市田端町16番7号	TEL 53-2781 FAX 53-2803
医療法人新光会 村上記念病院介護医療院	〒958-0034 村上市松山204番地1	TEL 52-1229 FAX 52-3556
新潟県厚生連 介護医療院むらかみ	〒958-8533 村上市緑町五丁目8番1号	TEL 53-2141 FAX 50-0167
介護老人保健施設 関川愛広苑	〒959-3261 関川村大字湯沢728番地7	TEL 60-4025 FAX 60-4026

福祉用具の貸与

～利用者の日常生活の自立を図るとともに、介護者の負担の軽減を図るため福祉用具を貸与します～

●貸与の対象となる福祉用具

- | | | |
|----------|--------------------|--------------|
| ①車いす | ⑦手すり | ⑪認知症老人徘徊感知機器 |
| ②車いす付属品 | (取り付けに際し工事を伴わないもの) | ⑫移動用リフト |
| ③特殊寝台 | ⑧スロープ | (つり具の部分を除く) |
| ④特殊寝台付属品 | (取り付けに際し工事を伴わないもの) | ⑬自動排泄処理装置 |
| ⑤床ずれ防止用具 | ⑨歩行器 | |
| ⑥体位交換器 | ⑩歩行補助つえ | |

※①～⑥、⑪、⑫については、原則要介護2以上の方が対象となります。

※⑬については、原則要介護4以上の方が対象となります。

※⑧スロープ、⑨歩行器の一部、⑩歩行補助つえについては、令和6年度から貸与か購入かを選択できることとなりました。担当の介護支援専門員や、福祉用具専門相談員へご相談ください。

●利用料金のめやす ……自己負担は貸与料の1割、2割又は3割です。

●サービス実施事業所

実施事業所	所在地	電話番号	FAX	サービス提供地域
新保屋家具(株)しんぼや 福祉用具貸与事業所	村上市仲間町611番地	53-1414	53-3241	村上市、岩船郡他
シルバーサポートかんきち堂店	村上市山居町一丁目8番55号	52-6788	53-6818	村上市、関川村
ライフ	村上市下鍛冶屋762番地2	62-0002	62-0003	村上市、関川村、胎内市、 新発田市、阿賀野市
はあとふるあたご福祉用具村上	村上市南町二丁目11番40号	0254-75-5753	0254-75-5790	村上市、関川村他
ライフパートナー	胎内市あかね町27番12号	0254-44-8107	0254-43-5622	村上市、岩船郡他
(株)河内建築介護福祉事業部 ミライエ	胎内市大出916-1	0254-46-0102	0254-46-0103	村上市、関川村他
さくらメディカル(株)新発田営業所	新発田市本町三丁目506-1	0254-20-8306	0254-20-8307	村上市、関川村他
はあとふるあたご福祉用具新発田	新発田市新富町一丁目4番10号	0254-23-1173	0254-28-8130	村上市、関川村他
(株)五十嵐薬品	新発田市本町一丁目2番3号	0254-26-1581	0254-26-1580	村上市、関川村他
(株)フロンティア新潟営業所	新潟市中央区鳥屋野南3丁目12番20号	025-290-8860	025-290-8861	新潟県全域 (離島除く)
(株)ケンブリッジ新潟営業所	新潟市西区寺尾10-2	025-268-8852	025-268-8853	新潟県全域
(株)タマツ ホームケア荘内鶴岡店	山形県鶴岡市美咲32-7	0235-24-3333	0235-25-3889	村上市
販 (株)サクマ	村上市岩船三日市2番50号	56-7634	56-7952	村上市、岩船郡他

貸：福祉用具貸与のみ

貸・販：福祉用具貸与および販売

販：福祉用具販売のみ

特定福祉用具の販売

入浴や排泄時に使用する福祉用具は、その購入費が支給対象となり、支払額の9割、8割又は7割が介護保険から支給されます。

特定福祉用具は、介護保険の対象品目であっても、都道府県の指定を受けた事業者から購入すると、介護保険の給付対象となります。支払方法は、一旦全額を支払い、申請により給付を受ける償還払いと、事業者が自己負担分を支払い、申請により事業者へ給付する受領委任払いがあります。ただし、受領委任払いとする場合、申請ができる方についての制限がありますので、市ホームページや窓口でご確認ください。

【給付限度額】 毎年4月から翌年3月までの1年間で支払額10万円を限度

●購入の対象となる福祉用具

①腰掛便座	<ul style="list-style-type: none"> ●和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ●洋式便器の上に置いて高さを補うもの ●電動式またはスプリング式で立ち上がりを補助するもの ●ポータブルトイレ
②自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンクなどのうち、尿や便の経路となるもの 要介護者またはその介護を行う者が容易に交換できるもの (上記の要件をすべて満たすもの)
③排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅介護者等又はその介護を行う者に通知するもの
④入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ●入浴用いす (シャワーチェア) ●浴槽用手すり ●浴槽内いす ●浴槽内すのこ ●浴室内すのこ ●入浴台 (バスボード) ●入浴用介助ベルト
⑤簡易浴槽	空気式または折畳み式などで容易に移動でき、取水のために工事を伴わないもの
⑥移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの ※移動用リフト本体は貸与対象品目です
⑦固定用スロープ※	段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの。主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの(便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものを除く)
⑧歩行器※	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器に限り、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く
⑨歩行補助つえ※	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ、及び多点杖に限る

※の福祉用具は、令和6年度から貸与(レンタル)と購入を選択できることとなりました。ご検討の際は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)や福祉用具専門相談員へご相談ください。

住宅改修費の支給

介護保険で要支援、要介護の認定を受けた方は、在宅でより快適な生活を確保するために行う住宅改修について、支払額（利用限度額20万円）の9割、8割又は7割が介護保険から支給されます。

【支給対象】要支援1～要介護5と認定された方で、在宅で生活し住宅改修が必要とされる方。

【利用限度額】現住居につき20万円（限度）。要介護度を基準として「介護の必要の程度」が3段階以上進んだ場合、または転居した場合には再度20万円限度で利用できます。

- ・ 利用者負担額は、支払額の1割、2割又は3割です。
- ・ 支払方法は、利用者が一旦改修費の全額を支払い、申請により給付を受ける償還払いと、事業者が自己負担分を支払い、申請により事業者へ給付する受領委任払いがあります。
- ・ ただし、受領委任払いとする場合、一定の要件を満たした方が申請できますので、市ホームページや窓口でご確認ください。

※住宅改修は、施工前の事前申請が必要です。

事前申請のない住宅改修は、支給対象になりませんので注意してください。

●対象となる改修

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④洋式便器等への便器の取替え
- ⑤引き戸等への扉の取替え
- ⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※新築の場合は、支給対象になりません。

※利用者などが自ら改修を行った場合は、材料購入費のみ支給の対象になります。

※住宅改修工事を行う事業者には制限はありませんが、受領委任払いの利用は、登録事業者のみで可能です。

●請求に必要な書類

《事前申請》

- ①申請書
- ②工事の見積書
- ③住宅改修が必要な理由書
- ④改修前の写真（日付入り）
- ⑤工事箇所の図面
- ⑥承諾書（利用者と住宅所有者が異なる場合）

《工事完成後の支給申請》

- ①工事内訳書
- ②改修後の写真（日付入り）
- ③領収書原本（後日お返しします）
- ④住宅改修完了報告書

認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

● サービスの内容

認知症の状態にある高齢者が住宅などで、少人数で共同生活をしながら、介護スタッフによる入浴、排泄、食事など日常生活の支援や機能訓練を受けることができます。

● 利用料金のめやす（1割負担の場合）

※下記のほかに食費、居住費は、保険対象外で実費負担となります。

（1日につき）

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	761円	765円	801円	824円	841円	859円
認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	749円	753円	788円	812円	828円	845円
短期利用共同生活介護費（Ⅰ）	789円	793円	829円	854円	870円	887円
短期利用共同生活介護費（Ⅱ）	777円	781円	817円	841円	858円	874円

※利用料金その他詳細については、各事業所にお問い合わせください。

※（Ⅰ）は、ユニット数が1であること。（Ⅱ）は、ユニット数が2以上であること。

※ 要支援1の人は利用できません。

● サービス事業所

事業所名	所在地	電話/FAX	定員
グループホーム しおかぜ	〒959-3942 村上市勝木824番地2	TEL 60-5333 FAX 60-5332	9人
認知症高齢者グループホームあさひ	〒958-0261 村上市猿沢2222番地	TEL 60-2223 FAX 60-2051	18人
グループホームふるさと	〒958-0223 村上市中原3920番地1	TEL 62-7104 FAX 62-7135	18人
ほっとむらかみグループホーム	〒958-0802 村上市四日市802番地1	TEL 50-1381 FAX 50-1383	18人
グループホーム上海府	〒958-0003 村上市吉浦1074番地2	TEL 50-3570 FAX 50-3571	18人
グループホームたばたまちひかり苑	〒958-0854 村上市田端町8番65号	TEL 56-0571 FAX 56-0572	18人
認知症高齢者グループホームまつかぜ	〒959-3443 村上市北新保683番地12	TEL 66-8882 FAX 66-8886	18人
グループホームあらかわ	〒959-3122 村上市大津3689番地1	TEL 62-1231 FAX 62-1232	18人
グループホーム笑顔	〒958-0857 村上市飯野二丁目4番7号	TEL 75-5533 FAX 75-5532	18人
グループホームかごやまの里	〒959-3443 村上市北新保571番地39	TEL 66-8282 FAX 66-7878	9人

認知症対応型通所介護（デイサービス）

・ 介護予防認知症対応型通所介護

● サービスの内容

在宅の認知症のある要介護者や要支援者に対する事業所への通いのサービスです。

● 利用料金のめやす（1割負担の場合）

時 間		要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		要支援 1	要支援 2					
3 時間以上 4 時間未満	単独型	475 円	526 円	543 円	597 円	653 円	708 円	762 円
	併設型	429 円	476 円	491 円	541 円	589 円	639 円	688 円
	共用型	248 円	262 円	267 円	277 円	286 円	295 円	305 円
4 時間以上 5 時間未満	単独型	497 円	551 円	569 円	626 円	684 円	741 円	799 円
	併設型	449 円	498 円	515 円	566 円	618 円	669 円	720 円
	共用型	260 円	274 円	279 円	290 円	299 円	309 円	319 円
5 時間以上 6 時間未満	単独型	741 円	828 円	858 円	950 円	1,040 円	1,132 円	1,225 円
	併設型	667 円	743 円	771 円	854 円	936 円	1,016 円	1,099 円
	共用型	413 円	436 円	445 円	460 円	477 円	493 円	510 円
6 時間以上 7 時間未満	単独型	760 円	851 円	880 円	974 円	1,066 円	1,161 円	1,256 円
	併設型	684 円	762 円	790 円	876 円	960 円	1,042 円	1,127 円
	共用型	424 円	447 円	457 円	472 円	489 円	506 円	522 円
7 時間以上 8 時間未満	単独型	861 円	961 円	994 円	1,102 円	1,210 円	1,319 円	1,427 円
	併設型	773 円	864 円	894 円	989 円	1,086 円	1,183 円	1,278 円
	共用型	484 円	513 円	523 円	542 円	560 円	578 円	598 円
8 時間以上 9 時間未満	単独型	888 円	991 円	1,026 円	1,137 円	1,248 円	1,362 円	1,472 円
	併設型	798 円	891 円	922 円	1,020 円	1,120 円	1,221 円	1,321 円
	共用型	500 円	529 円	540 円	559 円	578 円	597 円	618 円

※ 加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

※ 上記のほかに食費は保険対象外で実費負担となります。

● サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話/FAX	サービス提供地域	定員
デイサービスセンター くろっかす	〒959-3117 村上市海老江942番地1	TEL62-3221 FAX62-3222	村上市（村上・荒川・神林 地区）	10人

地域密着型通所介護（デイサービス）

●サービスの内容

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

時 間 \ 要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間～4時間未満	416円	478円	540円	600円	663円
4時間～5時間未満	436円	501円	566円	629円	695円
5時間～6時間未満	657円	776円	896円	1,013円	1,134円
6時間～7時間未満	678円	801円	925円	1,049円	1,172円
7時間～8時間未満	753円	890円	1,032円	1,172円	1,312円
8時間～9時間未満	783円	925円	1,072円	1,220円	1,365円

※ 加算の有無については、各事業所にお問い合わせください。

※ 上記のほかに食費は保険対象外で実費負担となります。

●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話番号/FAX	サービス提供地域	営業日
上海府デイサービスセンター （ゆきわり荘）	〒958-0006 村上市野潟2662番地1	TEL 58-2210 FAX 58-2210	村上市	月～土 1/1休み
かんきち堂 デイサービスセンター	〒958-0877 村上市泉町9番25号	TEL 50-1611 FAX 50-1622	村上市（村上、朝日、神林地区）	1/1～1/3、第三日曜を除く毎日
かごやまの里 デイサービスセンター	〒959-3443 村上市北新保571番地10	TEL 60-1610 FAX 66-8300	村上市	月～金 12/31～1/3、8/13～15休み

小規模多機能型居宅介護

・介護予防小規模多機能型居宅介護

●サービスの内容

「通い」を中心とし、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供することで、中重度になっても在宅での生活が継続できるよう支援します。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

※下記のほかに食費、居住費は保険対象外で実費負担となります。

（1月につき）

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	3,450円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円

※ 利用料金その他詳細については、各事業所にお問い合わせください。

●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話/FAX	サービス提供地域	定員		
				登録	通い	宿泊
株式会社 <small>まなび</small> 慎鍋	〒958-0853 村上市山居町二丁目5番 44号	TEL 53-5539 FAX 53-5540	村上、神林、朝 日地区の一部	25人	15人	9人
小規模多機能型居宅介護 ライフほうない	〒959-3107 村上市下鍛冶屋734番地1	TEL 62-3575 FAX 62-3841	荒川地区	29人	18人	9人
かがやき	〒959-3107 村上市下鍛冶屋575番地 29	TEL 62-5717 FAX 50-5517	荒川、神林地区 の一部	25人	15人	9人

看護小規模多機能型居宅介護

●サービスの内容

事業所への「通い」を中心とし、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する小規模多機能型居宅介護と、訪問看護を組み合わせたサービスです。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

※下記のほかに食費、居住費は保険対象外で実費負担となります。

【同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合】

（1月につき）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,408円

【同一建物に居住する者に対して行う場合】

（1月につき）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	11,214円	15,691円	22,057円	25,017円	28,298円

※ 利用料金その他詳細については、各事業所にお問い合わせください。

※ 要支援1・2の人は利用できません。

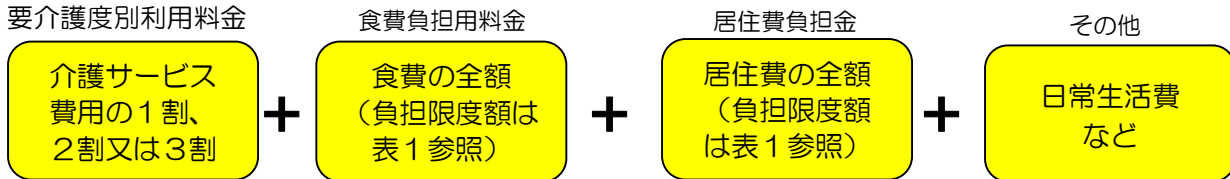
●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話/FAX	サービス提供地域	定員		
				登録	通い	宿泊
ゆっくり	〒958-0034 村上市松山201番地1	TEL 53-1111 FAX 53-1115	村上市	29人	18人	9人
看護小規模多機能ホーム 村上まごころの里	〒959-3122 村上市大津3689番地2	TEL 62-7800 FAX 62-7270	村上市	29人	18人	9人

7 施設サービス

介護保険で利用できる施設サービスは、「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護医療院」の3種類です。また、介護保険を利用しない、自立した高齢者向けの「ケアハウス」「サービス付き高齢者向け住宅」があります。利用者の心身の状態に応じて、入所する施設が選択できます。介護保険施設に入所した場合、サービス費用の1割、2割又は3割を利用料として自己負担することとなります。また、食費・居住費は介護保険給付の対象外のため、施設との契約によってその金額が決まります。なお、所得の低い方は、その段階に応じて食費・居住費の負担限度額の軽減が受けられます。軽減を受ける場合は申請が必要です。そのほか日用品費などは、自己負担になります。

●施設サービス費用の目安



●介護保険施設の食費・居住費の負担限度額（1日当たり）（表1）

利用者負担段階	対象者（※）	居住費の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	①生活保護の受給者等 ②老齢福祉年金受給者 で世帯全員が市町村民 税非課税	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	③世帯全員が住民税非 課税で、本人の課税年金 収入額と合計所得金額 と非課税年金（遺族年 金・障害年金）収入の合 計が80.9万円以下で、預 貯金等の資産額が基準 額以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	④世帯全員が住民税非 課税で、本人の課税年金 収入額と合計所得金額 と非課税年金（遺族年 金・障害年金）収入の合 計が80.9万円超120万円 以下で、預貯金等の資産 額が基準額以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	⑤世帯全員が住民税非 課税で、本人の課税年金 収入額と合計所得金額 と非課税年金（遺族年 金・障害年金）収入の合 計が120万円を超え、預 貯金等の資産額が基準 額以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の方	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円（※） (915円)	1,445円	

※令和7年8月1日より、「Ⅱ型」の介護医療院又は、「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設における多床室の入所者は、居住費（基準費用額）が437円→【697円】に変更となりました。

◆老齢福祉年金とは、国民年金が発足した昭和36年4月1日当時に既に高齢等であったため、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たせない方への救済措置として設けられた、一般的な国民年金・厚生年金とは別の制度です。

◆居住費の（ ）内は、**特別養護老人ホーム**の入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

◆別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も世帯員に含みます。

◆預貯金等の資産の基準額は以下のとおりです。なお、第2号被保険者（65歳未満）の場合の基準額は所得金額に関わらず【1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）】です。

利用者負担段階	預貯金等の資産の基準額
② 第1段階	1,000万円（配偶者がいる場合は合計2,000万円）以下
③ 第2段階	650万円（同1,650万円）以下
④ 第3段階1	550万円（同1,550万円）以下
⑤ 第3段階2	500万円（同1,500万円）以下

◆第4段階の居住費と食費の額は、利用者と施設の契約になります。（表1）中の料金は平均的な金額ですので、詳細については個々の事業所にお問い合わせください。

●負担限度額認定申請の手続きの流れ

1、市役所介護高齢課または支所地域福祉室の窓口で申請する

●必要なもの（※生活保護受給者は④の添付書類は必要ありません）

- ① 負担限度額認定申請書（ホームページに掲載しているほか、窓口にも用意しています）
- ② 同意書（同上）
- ③ 認定を受けたい方の個人番号（マイナンバー）の通知カード又は個人番号カード
※配偶者がいる方は、配偶者のものも必要です
- ④ 預貯金等の資産の金額がわかるものの写し（配偶者がいる方は、配偶者のものも必要です）

“預貯金等の資産” に含む資産と確認書類

預貯金等に含まれるもの	確認書類
預貯金（普通・定期・貯蓄等）	通帳や証書の写し（ <u>複数ある場合はすべて</u> ） ※名義がわかる部分と最終残高がわかる部分をコピーしてください。 <u>最終残高は申請日直近の2か月以内のもので確認します。</u> 2か月以内に記帳していない通帳は記帳してからお持ちください。
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
自宅所持金	自己申告

⑤窓口に来られる方の身元確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証等）

2、「介護保険負担限度額認定証」の交付（原則、住所地へ郵送）

申請後、ご本人がどの段階に該当するのかを審査し、該当になった方には「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。非該当だった場合は、その理由を記載した通知書が交付されます。

3、施設サービス等を利用する際に施設（事業者）へ提示

施設サービス（短期入所サービス含む）を利用するときに、負担限度額認定証を施設（事業者）に提示することで居住費と食費の自己負担分に限度額が適用されます。

地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設とは、定員が29人以下の従来の特別養護老人ホームにあたります。

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な方が入所します（原則として要介護3以上の方が入所することができますが、在宅での生活が困難な場合や、やむを得ない特別な事情がある場合には、要介護1または要介護2の方も利用可）。施設介護サービス計画に基づき、食事や入浴、排泄などの介助、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理、療養上のお世話などのサービスを受けることができます。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

（1日につき）

種 別 要介護度	地域密着型介護老人福祉施設サービス費			
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	個 室	多床室
要介護1	682円	682円	600円	600円
要介護2	753円	753円	671円	671円
要介護3	828円	828円	745円	745円
要介護4	901円	901円	817円	817円
要介護5	971円	971円	887円	887円

※ 利用料金・加算については、個々の事業所にお問い合わせください。

※ 食費・居住費、日常生活費等は、自己負担となります。ただし、食費・居住費については、本人および世帯の市民税課税状況等に応じて、軽減制度があります。

●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話番号	定員
特別養護老人ホーム あさひ	〒958-0261 村上市猿沢2160番地	TEL 60-2225	29人
特別養護老人ホーム 村上まごころの里	〒959-3122 村上市大津3689番地2	TEL 62-1007 FAX 62-1008	29人
地域密着型 特別養護老人ホーム 羽衣園	〒958-0251 村上市岩沢1616番地	TEL 72-0055	21人
特別養護老人ホーム 神林の里	〒959-3423 村上市九日市69番地1	TEL 75-5041 FAX 75-5044	29人

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

従来の特別養護老人ホームにあたります。常時介護が必要で、在宅での生活が困難な方が入所します（原則として要介護3以上の方が入所することができますが、在宅での生活が困難な場合や、やむを得ない特別な事情がある場合には、要介護1または要介護2の方も利用可）。

施設介護サービス計画に基づき、食事・入浴・排泄などの介助、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理、療養上のお世話などのサービスを受けることができます。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

（1日につき）

種 別 要介護度	介護福祉施設サービス費			小規模介護福祉施設サービス費		
	従来型個室	多 床 室	ユニット型個室 ユニット型個室 的多床室	従来型個室	多 床 室	ユニット型個室 ユニット型個室 的多床室
要介護1	589円	589円	670円	694円	694円	768円
要介護2	659円	659円	740円	762円	762円	836円
要介護3	732円	732円	815円	835円	835円	910円
要介護4	802円	802円	886円	903円	903円	977円
要介護5	871円	871円	955円	968円	968円	1,043円

※ 利用料金・加算については、個々の事業所にお問い合わせください。

※ 食費・居住費、日常生活費等は、自己負担となります。ただし、食費・居住費については、本人および世帯の市民税課税状況等に応じて、軽減制度があります。

●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話番号/FAX	定員
特別養護老人ホーム ゆり花園	〒959-3942 村上市勝木862番地10	TEL 77-2475 FAX 77-2478	35人
特別養護老人ホーム 羽衣園	〒958-0251 村上市岩沢1616番地	TEL 72-0055 FAX 72-0056	49人
特別養護老人ホーム いわくすの里	〒958-0053 村上市上の山2番17号	TEL 50-2100 FAX 56-8220	80人
特別養護老人ホーム さつき園	〒959-3443 村上市北新保683番地9	TEL 66-8877 FAX 66-7661	100人
特別養護老人ホーム たかつぼ	〒959-3107 村上市下鍛冶屋572番地7	TEL 62-1455 FAX 62-1436	70人
特別養護老人ホーム 垂水の里	〒959-3261 関川村大字湯沢728番地1	TEL 64-2322 FAX 64-2331	50人

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定期にあり、入院治療する必要はないが、介護や看護に重点をおいたケアの必要な方が入所します。施設サービス計画に基づいて医療、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練、日常生活上のお世話などのサービスを受けることができます。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

（1日につき）

種別 要介護度	介護老人保健施設サービス費		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	717円	793円	802円
要介護2	763円	843円	848円
要介護3	828円	908円	913円
要介護4	883円	961円	968円
要介護5	932円	1,012円	1,018円

※ 利用料金・加算については、個々の事業所にお問い合わせください。

※ 食費・居住費、日常生活費等は、自己負担となります。ただし、食費・居住費については、本人および世帯の市民税課税状況等に応じて、軽減制度があります。

●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話番号/FAX	定員
介護老人保健施設 優和の里	〒959-3942 村上市勝木1340番地1	TEL 60-5000 FAX 60-5100	100人
介護老人保健施設 杏園	〒958-0261 村上市猿沢2222番地	TEL 60-2222 FAX 60-2112	120人
介護老人保健施設 三面の里	〒958-0854 村上市田端町16番7号	TEL 53-5330 FAX 52-5314	50人
介護老人保健施設 関川愛広苑	〒959-3261 関川村大字湯沢728番地7	TEL 60-4025 FAX 60-4026	80人

介護医療院

主として長期にわたり療養が必要である方のための医療機関の病床です。

施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けることができます。

●利用料金のめやす（1割負担の場合）

（1日につき、単位：円）

種別 要介護度	I型介護医療院サービス費（I）						II型介護療養施設サービス費（II）					
	（I）		（II）		（III）		（I）		（II）		（III）	
	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室
要介護1	721	833	711	821	694	805	675	786	659	770	648	759
要介護2	832	943	820	930	804	914	771	883	755	867	743	855
要介護3	1,070	1,182	1,055	1,165	1,039	1,148	981	1,092	963	1,075	952	1,064
要介護4	1,172	1,283	1,155	1,264	1,138	1,248	1,069	1,181	1,053	1,165	1,042	1,154
要介護5	1,263	1,375	1,245	1,355	1,228	1,338	1,149	1,261	1,133	1,245	1,121	1,234

※ 利用料金・加算については、個々の事業所にお問い合わせください。

※ 食費・居住費、日常生活費等は、自己負担となります。ただし、食費・居住費については、本人および世帯の市民税課税状況等に応じて、軽減制度があります。

●サービス実施事業所

事業所名	所在地	電話番号/FAX	定員
医療法人新光会 村上記念病院介護医療院	〒958-0034 村上市松山204番地1	TEL 52-1229 FAX 52-3556	60人
山北徳新会介護医療院	〒959-3942 村上市勝木1340番地1	TEL 60-5555 FAX 60-5556	60人
新潟県厚生連 介護医療院むらかみ	〒958-8533 村上市緑町五丁目8番1号	TEL 53-2141 FAX 50-0167	60人
医療法人山北会 肴町介護医療院	〒958-0854 村上市田端町16番7号	TEL 53-2781 FAX 53-2803	92人

ケアハウス

～介護保険施設以外に、住居系施設として次のようなものもあります。詳細は各事業所へ～

事業所名	所在地	電話番号	入居定員
ケアハウスひまわり	〒958-0261 村上市猿沢2220番地	60-2220	50人
ケアハウスせきかわ	〒959-3261 関川村大字湯沢1826番地2	64-1111	30人

サービス付き高齢者向け住宅

～60歳以上の高齢者及び要介護状態にある高齢者が居住できます。詳細は各事業所へ～

事業所名	所在地	電話番号	入居定員
なごみの郷 瀬波	〒958-0037 村上市瀬波温泉二丁目9番7号	52-0571	22人
リブインハーモニーレジデンス	〒958-0837 村上市三之町4番33号	75-5725	20人
ラシュレ	〒958-0034 村上市松山201番地1	53-1112	40人

8 その他

利用者負担の軽減

●高額介護サービス費の支給

利用者の負担が高額になりすぎないように、利用者の所得に応じて1世帯あたりの利用者負担に上限が設けられています。同じ世帯に介護サービスを利用する方が複数いる場合も、下記の上限額が世帯全体の利用者負担額の上限となります。なお、福祉用具購入費、住宅改修費などは対象になりません。

区 分		自己負担額の上限 (月額)
第1段階	○生活保護を受給している人 ○市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人	15,000円
第2段階	○市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	15,000円
第3段階	○市民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人（課税年金収入額が80.9万円超の人など）	24,600円
第4段階	○同じ世帯内に市民税課税者がおり、課税所得145万円未満の65歳以上の人がいる世帯	44,400円
第5段階	○同じ世帯に課税所得145万円以上、380万円未満の65歳以上の人がいる世帯	44,400円
第6段階	○同じ世帯に課税所得380万円以上、690万円未満の65歳以上の人がいる世帯	93,000円
第7段階	○同じ世帯に課税所得690万円以上の65歳以上の人がいる世帯	140,100円

●高額医療・高額介護合算制度

【対象者】 7月31日を基準として、同一医療保険に加入している世帯員で次の条件を満たす場合に対象となります。

- ・ 計算期間内（8月1日～7月31日）に医療保険と介護保険両方の自己負担があり、その合計が自己負担限度額を超えた場合。

※自己負担限度額は、加入している医療保険、所得区分により異なります。詳しくは加入している医療保険または市介護保険担当課窓口へお問い合わせください。

●高額障害福祉サービス等給付費等との合算制度

高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費（以下「高額介護（予防）サービス費【年額】等」という。）の対象者であって、なおかつ高額障害福祉サービス等給付費等の対象である者は、併給調整規定により、高額介護（予防）サービス費【年額】等による介護保険サービスの利用者負担の償還を受けてもなお残る利用者負担について、高額障害福祉サービス等給付費等において償還するものです。

詳しくは、市障害福祉担当課窓口へお問い合わせください。

●社会福祉法人による利用者負担の軽減

【対象者】・市民税世帯非課税者のうち、次の要件すべてを満たすもので、特に生計困難であると認められた者。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

- ・旧措置入所者であって利用者負担割合が5%以下であるもの
- ・生活保護受給者

【利用者負担】 対象者が、社会福祉法人の経営する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、総合事業における介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する事業を利用した場合、利用者負担（介護費負担（1割分）と食費・居住費）の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）が軽減されます。（旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、ユニット型個室の居住費のみ）

生活保護受給者については、介護老人福祉施設並びに短期入所生活介護の利用における個室の居住費（滞在費）に係る自己負担額について、全額軽減されます。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の家賃助成

【対象者】 世帯全員及び配偶者（別世帯、内縁を含む。）が市民税非課税で、預貯金等の資産の合計額が①の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）、②の方は650万円（同1,650万円）、③の方は550万円（同1,550万円）、④の方は500万円（同1,500万円）以下の人

収入の区分	月額助成額
①老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	30,000円
②世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入の合計が80.9万円以下の人	25,000円
③世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入の合計が80.9万円超120万円以下の人	15,000円
④世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入の合計が120万円を超える人	10,000円

●高齢者紙おむつ購入費助成事業

【対象者】 要介護3から5の介護認定を受け、居宅介護支援事業所等の支援を受けている在宅の高齢者で、大人用紙おむつを必要としている方

【助成額】 月額3,000円（4か月分ずつ、年3回に分けて助成券を交付）

※1か月につき15日以上自宅で生活していない月は、助成券を使うことはできません。

●在宅生活高齢者介護手当支給事業

【対象者】 要介護3から5の介護認定を受け、居宅介護支援事業所等の支援を受けている在宅の高齢者と同居して介護している方

【助成額】 月額3,000円（4か月分ずつ、年3回に分けて支給）

※1か月につき15日以上自宅で生活していない月、または介護していない月は支給しません。

所得税および市・県民税申告における控除

●医療費控除の対象となる介護サービス利用料等

介護サービスの利用者負担など、次のⅠまたはⅡの条件にあてはまる場合、所得税および市・県民税の申告を行うと医療費控除の対象となる場合があります。

※申告には領収証（原本）が必要となります。

Ⅰ 介護サービスの費用のうち、次の費用が医療費控除の対象になります。

■施設サービス

- 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム※地域密着型を含む）
入所した人が支払った介護費用に係る自己負担額（介護費用の1割～3割）と食費と居住費の自己負担額をあわせた額の2分の1
- 2 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
入所（入院）した人が支払った介護費用に係る自己負担額（介護費用の1割～3割）と食費と居住費の自己負担額をあわせた額

※医療費控除の対象とならない費用

- ・介護保険施設における日常生活費、理美容代等の特別なサービス費用
- ・利用者の特別な希望に基づく食費、滞在費

■居宅サービス……下記の介護サービスを利用した場合の自己負担額（介護費用の1割～3割）

- 1 医療系サービスとして医療費控除の対象になるもの
 - ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション
 - ⑤短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院における短期入所）
 - ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る）
 - ⑦看護小規模多機能型居宅介護（医療系のサービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る）
- 2 居宅サービス計画に位置づけられた医療系サービス（上記①から⑤までのいずれかのサービス）とあわせて利用した場合に限り医療費控除の対象になるもの
 - ⑧訪問介護（生活援助中心型を除く） ⑨夜間対応型訪問介護 ⑩訪問入浴介護 ⑪通所介護（食費を除く） ⑫小規模多機能型居宅介護 ⑬短期入所生活介護（食費・居住費を除く）
 - ⑭定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る） ⑮看護小規模多機能型居宅介護（医療系のサービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る）
 - ⑯地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く）
 - ⑰地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）

※医療費控除の対象とならない費用

- ・生活援助が中心の訪問介護
- ・通所介護や短期入所生活介護などにおける食費、滞在費、日常生活費等
- ・短期入所療養介護における利用者の特別な希望に基づく食費、滞在費

■介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士等による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の10分の1が医療費控除の対象になります。

Ⅱ おむつ購入費について

- 1 対 象…傷病により6か月以上寝たきりのため、おむつが必要と医師が認めた人（在宅、入院を問いません）
- 2 必要書類…①おむつ使用証明書（要介護認定を受けた人で一定の要件を満たす人は、介護高齢課または各支所地域振興課地域福祉室で発行します）
②「おむつ使用証明書」の発行以降の領収書（レシートでも可）

●障害者控除（障害者控除対象者認定書）

障害者手帳などがなくても、要介護認定者などで身体または精神に一定の障がいがあると認められる65歳以上の人は、「障害者控除対象者認定書」の提示により、障害者手帳などの交付を受けている人と同様に年末調整や確定申告で障害者控除が受けられます。

認定書が必要な場合は、介護高齢課または各支所地域振興課地域福祉室に申請してください。



介護保険料の納入は忘れずに！

介護保険料を1年以上滞納すると、サービスの利用料が



1割、2割または3割負担が、
一旦**10割負担**に

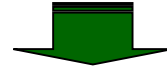
【具体例】

市町村民税が世帯全員で非課税の方が、介護老人保健施設に入所された場合、毎月の利用料は**3万円程度**（食費、居住費、実費を除く）ですが、介護保険料を1年以上滞納している場合は、施設に対して利用料を**全額（30万円程度）**支払っていただきます。

後日、市町村に対して、領収書を添付して9割分、8割分又は7割分の償還払請求をしていただければ、本来の自己負担分以外の金額を支払いますが、**受取までには数か月かかります。**

また、滞納している保険料分を控除される場合もあります。

介護保険料を2年以上滞納すると、サービスの利用料が



1割又は2割負担が**3割負担**に
※ 3割負担の方は、4割負担となります。

【具体例】

市町村民税が世帯全員で非課税の方が、介護老人保健施設に入所された場合、毎月の利用料は**3万円程度**（食費、居住費、実費を除く）となりますが、徴収時効が成立した未納介護保険料がある場合は、利用料は**9万円程度**になります。

※ 高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費は支給されません。

介護サービスの苦情はどこへ

介護保険で利用するサービスは、利用者と事業者の契約に基づくものです。

事業者から提供されたサービスが不良な場合（手際が悪い、時間を守らない、言葉遣いが失礼など）は、遠慮せずに改善を求めましょう。利用者本人が苦情申し立てできない場合（寝たきり、認知症など）は、家族や民生委員などが本人に代わって申し立てできます。

●介護サービスに関する苦情申立先

- 1 介護サービスに関する苦情や相談は、まずそのサービスを提供しているサービス事業者へ
- 2 直接サービス事業者言いにくい場合や、改善を求めても直らない場合、サービス事業者の変更を希望する場合などは、介護サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者へ
- 3 サービス事業者や居宅介護支援事業者に苦情を申し立てても改善されない場合や、保険者である市町村に直接苦情を申し立てたい場合などは、市町村の介護保険担当課（裏表紙）へ
- 4 国民健康保険団体連合会に直接苦情を申し立てたい場合は、新潟県国民健康保険団体連合会介護サービス相談室（TEL 025-285-3022、FAX 025-285-3350）へ

●相談相手の例

介護支援専門員（ケアマネジャー）、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市町村、ホームヘルパー、民生委員、保健師、主治医、看護師、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、消費生活センター



介護保険担当課・室

村上市役所 本 庁	介護高齢課 介護保険室	住 所：村上市三之町1番1号 電 話：75-8936（直通） FAX：53-3840 E-mail：kaigo@city.murakami.lg.jp
荒川支所	地域振興課 地域福祉室	住 所：村上市山口444番地 電 話：62-3104（直通） FAX：62-5275 E-mail：ara.fukushi@city.murakami.lg.jp
神林支所	地域振興課 地域福祉室	住 所：村上市岩船駅前56番地 電 話：66-6113（直通） FAX：66-6110 E-mail：k.fukushi@city.murakami.lg.jp
朝日支所	地域振興課 地域福祉室	住 所：村上市岩沢5611番地 電 話：72-6887（直通） FAX：72-0328 E-mail：as.fukushi@city.murakami.lg.jp
山北支所	地域振興課 地域福祉室	住 所：村上市府屋232番地 電 話：77-3113（直通） FAX：77-2217 E-mail：s.fukushi@city.murakami.lg.jp